

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和4年10月21日第27回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

鳥居幸洋・梶原誠・中島秀人・濱田英樹
鮫島安平・中崎和行・花野進・上妻廣美
鎌田正司・秋田澄徳・森山昭市・永浜三津子・濱脇嘉則

出席推進委員

梶原哲朗・増野幸孝・松原浩則
平山信一郎・美原康幸・池山久志・塩浦守男

3. 欠席委員

欠席推進委員

有留惣一郎

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について

日程 第5 議案第3号 農地法第5条申請について

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和4年第27回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございます。本日の出席委員は13名全員出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、1番有留推進委員から欠席の旨通告がありましたので、報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、1番鳥居委員、2番梶原委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明致します。所有権移転1件、筆数3筆、面積6,906㎡、畑6,906㎡。計、件数1件、筆数3筆、面積6,906㎡、畑6,906㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の5番濱田委員から説明をお願いします。

(5番委員)はい、5番濱田です。議案第1号順位1について説明を致します。去る10月8日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇〇㎡。同字、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇〇㎡、同字、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積〇〇〇〇㎡です。譲渡人、住所 熊本市〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇-〇〇〇〇号〇〇〇ビル〇〇〇〇号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。譲渡人と譲受人は親子になります。場所につきましては、まず字〇〇ですが、国道より〇〇集落へ上がる道の手前を右折して、約〇〇〇m〇〇を走りますと〇〇があり、その隣の畑と〇〇m先の畑となります。字〇〇は、国道から〇〇集落へ行きます、公民館先約〇〇mほど行き、〇〇さん宅を右折した先約〇〇mの右側の畑になります。調査の結果、労働力、農業機械は、リース及び委託で行うこととしており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については、許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転1件については、許可することに決定しました。次に、日程第4、議案第2号「農地法第4条申請について」を議題とします。本案順位1について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料4ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請順位1について説明致します。申請人〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地1、申請地 大字〇〇 字〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目畑、地積〇〇〇〇㎡。転用目的、その他で畜舎と運動場となっております。申請理由は、現在畜産業で、〇〇牛の〇〇経営を営んでおりますが、今般経営拡大のため申請地に畜舎を新築し、一部を牛の運動場として利用したというものです。土地利用規制

も添付されており、実現性はありと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく
お願い致します。

(議 長)次に、担当調査委員である14番濱脇から説明を致します。

(14番委員)議案第3号農地法第5条申請順位1の現地調査について説明致します。この案
件につきましては、先般10月7日午前9時30分より、森山委員、松原推進委
員、事務局、申請人の委任者である〇〇土地家屋調査士事務所の〇〇〇〇さん立
会いの下、現地調査を実施致しました。場所につきましては、〇〇集落にある〇
〇〇〇〇〇〇前の県道の向かい側の畑です。申請人は南種子町出身であり、現
在東京都に本社を置き、薬局や再生可能エネルギー、不動産の賃貸等を業とする
株式会社です。事業拡大を図るため、今般申請地を購入し、大型バスや〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇従業員の駐車場、コンテナショップ4棟、トイレ、冷凍・冷蔵庫倉
庫2棟を設置し営業を行うものです。資金については、金融機関の残高証明書が
添付されています。申請地は、県道に面しており、南側は町営住宅、西側はコン
ビニエンスストア、周囲に対しては被害が及ぶことのないよう十分に注意を払う
という被害防除誓約書も添付されています。現地で検討した結果、転用により周
辺へ支障を及ぼすことはないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議 長)現地に同行した委員、事務局から補足説明はありますか。

(委 員)ありません。

(事務局)ありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号については、許可するこ
とにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「農地法第5条申請について」は、
許可することに決定しました。次に日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画
及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の6ページをお開きください。承認第1号農用地利用集
積計画及び配分計画について説明致します。令和4年10月31日を公告日とす
る利用権設定、所有権移転2件、筆数2筆、貸借権12件、筆数28筆、面積39、
616㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細
については7ページから31ページに添付してあります。なお、貸借権順位3か
ら順位14については、全て中間管理事業法の集積一括方式による貸借で、配分
計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくをお願いします。

(議 長)これから、所有権移転順位1から順位2について審議を行います。質疑・意見は
ありますか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号所有権移転順位1から順
位2については、承認することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の所有権移転順位1から順位2については、承認することに決定しました。
- (議長)ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、7番中崎委員の退室をお願いします。(中崎委員退室)
- (議長)これから、貸借権順位3について審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号貸借権順位3については、承認することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の貸借権順位3については、承認することに決定しました。(中崎委員入室)
- (議長)これから、貸借権順位4から順位14について審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号順位4から順位14については、承認することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の貸借権順位4から順位14については、承認することに決定しました。
- これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年第27回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。